



島根県報

令和5年5月26日（金）

第 4 1 6 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県事務決裁規則の一部を改正する規則	（人 事 課）	2
島根県行政組織規則の一部を改正する規則	（ ” ）	2
租税特別措置法に基づく優良宅地認定事務に関する規則の一部を改正する規則	（都 市 計 画 課）	3

【告 示】

保安林予定森林	（森 林 整 備 課）	3
保安林の指定	（ ” ）	3

【公 告】

公共測量の実施（2件）	（技 術 管 理 課）	4
公共測量の終了（3件）	（ ” ）	5

【監査告示】

包括外部監査人補助者の選任		6
---------------	--	---

【正 誤】

令和5年5月8日付け島根県報第410号中	（技 術 管 理 課）	6
----------------------	-------------	---

公布された条例等のあらまし

◇島根県事務決裁規則の一部を改正する規則（規則第48号）

- 1 規則の概要
 - (1) 宅地造成等規制法の一部を改正する法律の施行に伴う規定の整理
 - (2) その他規定の整理
- 2 施行期日
公布の日から施行することとした。

◇島根県行政組織規則の一部を改正する規則（規則第49号）

- 1 規則の概要
引用する法律の題名の改正
- 2 施行期日
公布の日から施行することとした。

◇租税特別措置法に基づく優良宅地認定事務に関する規則の一部を改正する規則（規則第50号）

- 1 規則の概要
引用する法律の題名の改正
- 2 施行期日
公布の日から施行することとした。

規 則

島根県事務決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年5月26日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第48号

島根県事務決裁規則の一部を改正する規則

島根県事務決裁規則（昭和45年島根県規則第74号）の一部を次のように改正する。

別表第2健康福祉部の表障がい福祉課の項第4号部長専決事項の欄の⑳中「第1条第3号」を「第1条の2第3号」に改める。

別表第2土木部の表用地対策課の項第7号事務の種類欄中「宅地造成等規制法」を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に改め、同号部長専決事項の欄の(1)中「第3条第1項」を「第10条第1項」に、「宅地造成工事規制区域」を「宅地造成等工事規制区域」に改める。

別表第5支庁及び県土整備事務所の項第16号事務の種類欄中「宅地造成等規制法」を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に改め、同号地方機関の長専決事項の欄の(1)中「第14条第2項」を「第20条第2項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

島根県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年5月26日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第49号

島根県行政組織規則の一部を改正する規則

島根県行政組織規則（平成18年島根県規則第17号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項の表土木部の部用地対策課の項第15号中「宅地造成等規制法」を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

租税特別措置法に基づく優良宅地認定事務に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年5月26日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第50号

租税特別措置法に基づく優良宅地認定事務に関する規則の一部を改正する規則

租税特別措置法に基づく優良宅地認定事務に関する規則（昭和49年島根県規則第36号）の一部を次のように改正する。

様式第1号の備考2及び様式第7号の備考2中「宅地造成等規制法」を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示**島根県告示第374号**

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和5年5月26日

島根県知事 丸 山 達 也

1 保安林予定森林の所在場所

江津市桜江町長谷3077-3、3079-1、3079-2

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採にかかるものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び江津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第375号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

令和5年5月26日

島根県知事 丸 山 達 也

1 保安林の所在場所

浜田市弥栄町小坂1080-3、1080-5

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について出雲県土整備事務所長から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和5年5月26日

島根県知事 丸 山 達 也

1 作業種類

公共測量（3級基準点測量）

2 作業期間

令和5年5月10日から令和6年1月22日まで

3 作業地域

出雲市野郷町地内

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について津和野町長から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和5年5月26日

島根県知事 丸 山 達 也

1 作業種類

公共測量（数値撮影（デジタル）、数値図化、数値地形図作成）

2 作業期間

令和5年4月26日から令和6年1月31日まで

3 作業地域

津和野町部栄及び高峯地内

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、令和5年3月31日に終了した旨農林水産省中国四国農政局宍道湖西岸農地整備事業所長から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和5年5月26日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 作業種類
公共測量（現地測量、路線測量）
 - 2 作業期間
令和4年9月7日から令和5年3月31日まで
 - 3 作業地域
出雲市灘分町
-

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、令和5年3月31日に終了した旨農林水産省中国四国農政局宍道湖西岸農地整備事業所長から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和5年5月26日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 作業種類
公共測量（現地測量、路線測量）
 - 2 作業期間
令和4年9月1日から令和5年3月31日まで
 - 3 作業地域
出雲市灘分町
-

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、令和5年3月31日に終了した旨農林水産省中国四国農政局宍道湖西岸農地整備事業所長から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和5年5月26日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量、現地測量、路線測量）
 - 2 作業期間
令和4年11月21日から令和5年3月31日まで
 - 3 作業地域
出雲市灘分町
-

監 査 委 員 告 示**島根県監査委員告示第2号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第1項の規定により包括外部監査人森脇俊樹から包括外部監査契約に基づく監査の事務を補助する者に係る協議があり、監査委員による協議が調ったので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年5月26日

島根県監査委員 高 橋 雅 彦
同 田 中 明 美
同 山 口 和 志
同 三 島 明

1 監査の事務を補助する者の氏名及び住所

弁護士 中井洋輔 松江市東朝日町248番地1 アイビーステイツ203号

公認会計士 足立尚吾 雲南市加茂町加茂中1041番地3

公認会計士 岸道彦 出雲市姫原3丁目6番地6 NEWブロッサムハイツ701号室

2 監査の事務を補助する者が外部監査人の監査の事務を補助できる期間

令和5年5月17日から令和6年3月31日まで

正 誤

令和5年5月8日付け島根県報第410号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
3	上から9	益田市横田町地内	益田市向横田町地内